

意見書（案）第18号

大深度地下法の廃止を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者 三鷹市議会議員 栗 原 けんじ
賛成者 " 野 村 羊 子

大深度地下法の廃止を求める意見書

2020年10月、東京外郭環状道路トンネル工事が行われている調布市の住宅街で道路が陥没し、その後、11月から2021年1月にかけて周辺で3か所の空洞が確認された。いずれも直径16メートルの巨大な掘削機「シールドマシン」が地下47メートルでトンネル工事を進める直上である。大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下「大深度地下法」という。）に基づく工事で、初めて起きた事故であった。

現場付近では、2020年夏頃から騒音や振動の被害が確認され、「外環被害住民連絡会・調布」が同年12月に被害地域の308件を対象に行った調査では、騒音・振動・低周波などの被害の多くが同年8月から10月に多く発生しており、9月頃はシールドマシンのトラブルが相次いで起こった時期でもある。

コロナで自宅にいる時間が多く、子どもも夏休みでほぼ自宅にいて、ずっと家が揺れていたため、子どもが体調不良で不眠になってしまい、心療内科に通院中の子どももいる。ある人は食器棚の食器が一日中、かちゃかちゃと鳴って、頭痛・吐き気に悩まされたと言っている。

国はこれまで、本線トンネル工事はシールド工法を採用しており、地上への影響は生じないと説明し、今でも国交省とNEXCOのホームページにもそう記されている。

地上への影響はないとしていたものが、陥没事故、空洞の発見など、影響があらわになった。しかも、三鷹の市域は関東ローム層の地盤であり、建造物を造る際の地盤はN値50以上と言われるが、関東ローム層はN値2から8である。まさに、N値ゼロのマヨネーズ状の地盤に近いものであり、陥没事故は起こるべくして起こったとしか言いようがない。

よって、本市議会は、政府に対し、陥没事故を起こし、地上への影響が出た以上、法律の前提が崩れたことから、大深度地下法の廃止を強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月30日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち